

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 告示**
- 道路の区域を変更する件二件 四七三
 - 道路の供用を開始する件 四七四
 - 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 四七四
 - 肥料の登録の有効期間を更新した件三件 四七五
 - 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件四件 四七五
 - 福島県教育委員会教育長 四七六
 - 一般競争入札を行う件 四七六
 - 福島県公安委員会 四七九
 - 道路交通法による指定講習機関として指定した件 四七九
 - 福島県いわき東警察署 四八〇
 - 落札者を決定した件 四八〇
- 正誤**
- 令和四年九月三十日付け号外第五十一号中 四八二

告示

福島県告示第六百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年十月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年十月二十一日

変更前	敷地の幅員	延長
-----	-------	----

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区間	変更後の別	(メートル)	変更後の別	(メートル)
県道広野小高線	双葉郡楢葉町大字下繁岡字一丁坪二三番地先から	変更前	A 四・〇〇 二七・〇	変更後	三、六三八・〇
	同 郡同 町大字波倉字細谷一三四番六三地先まで	変更前	B 一四・七〇 二〇〇・〇	変更後	三、二四四・〇
同 郡同 町大字波倉字細谷一三四番六三地先まで	同 郡同 町大字波倉字細谷一三四番六三地先まで	変更前	A 四・〇〇 二七・〇	変更後	二、一六四・〇
	同 郡同 町大字波倉字細谷七六番二地先まで	変更前	B 一四・七〇 二〇〇・〇	変更後	三、一五二・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和四年十月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年十月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区間	変更前の別	敷地の幅員 (メートル)	変更後の別	延長 (メートル)
一般国道二八九号	南会津郡南会津町金井沢字石田二一番一地先	変更前	(メートル)	変更後	六六・二

から 同 郡同 町金井 沢字石田二三番一 地先 まで	変更後	A 一四・六 二五・九	六六・二
--	-----	----------------	------

(道路計画課)

福島県告示第六百九十七号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の
 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津
 建設事務所で令和四年十月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和四年十月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二八九号	南会津郡南会津町金井沢字石田二 一 番一 地 先 从 ち 同 郡 同 町 金 井 沢 字 石 田 二 三 番 一 地 先 从 ち	令和四年一月二日

(道路計画課)

福島県告示第六百九十八号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
 福島県収入証紙の売りさばき人として令和四年十月五日次のとおり指定した。
 令和四年十月二十一日

氏名又は名称 住所
 指定の有効期間 福島県知事 内堀 雅雄
 売りさばき所の名称 及び所在地

福島県猟友会 田村郡小野町大字 令和四年一月二日から
 小野支部 支 夏井字百目木六九 令和九年九月三〇日まで
 部長 吉田 番地 田村郡小野町飯豊切
 孝 掛五六番地 (出納総務課)

公 告

公告第二百四十六号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項
 の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。
 令和四年十月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種 類	肥料の 名 称	保証成分量(%)			その他の 規格	氏名又 は名称	住所	更新し た登録 の有効 期限
			窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量				
201	なたね 油かす 及びそ の粉末	4.5な たね油 かす粉 末	4.5	2.0	1.0	該当事 項なし。	五十嵐 泉水	福島 県河 沼郡 会津 坂下 町字 市中 新町 甲38 15番 地1	令和10 年9月 13日

(農業総合センター)

公告第二百四十七号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項
 の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。
 令和四年十月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種 類	肥料の 名 称	保証成分量(%)		その他 の規格	氏名又 は名称	住所	更新し た登録 の有効 期限
			アルカリ分	アルカリ分				
830	副産石 灰肥料	卵カル ハシター	50.0		含有を 許され	株式会 社福島	福島 県石	令和10 年10月

有有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	エソヤ	川郡 玉川村大字小高字南駿4-5	22日
--------------------------------	-----	------------------	-----

(農業総合センター)

公告第二百四十八号
 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。
 令和四年十月二十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			その他の規格	氏名又は名称	住所	更新した登録の有効期限
			窒素全量	りん酸全量	加里全量				
801	混合有機質肥料	混合有機質肥料330号	3.0	3.0	—	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり。	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	令和7年11月7日
802	混合有機質肥料	混合有機質肥料530号	5.0	3.0	—	含有を許される有害成分の	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九	令和7年11月7日

最大量は、公定規格のとおり。	段北一丁目8番10号
----------------	------------

(農業総合センター)

公告第二百四十九号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、新地町から相馬地方都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
 令和四年十月二十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する図書
- 二 縦覧場所

総括図、計画図及び計画書の写し
 福島県土木部都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課
 (都市計画課)

公告第二百五十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、新地町から相馬地方都市計画地区計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
 令和四年十月二十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する図書
- 二 縦覧場所

総括図、計画図及び計画書の写し
 福島県土木部都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課
 (都市計画課)

公告第二百五十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、新地町から相馬地方都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
 令和四年十月二十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所
縦覧図、計画図及び計画書の写し

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第二百五十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、新地町から相馬地方都市計画ごみ焼却場の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和四年十月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

縦覧図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

福島県教育委員会教育長

公告第8号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県教育センターほか91施設の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

令和4年10月21日

福島県教育委員会教育長 大沼博文

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県教育センターほか91施設の電気供給業務一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和5年1月1日から同年12月31日まで
- (4) 供給場所 福島県教育センター(福島県福島市瀬上町字五月田16番地)ほか91施設

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電力事業者とし

て登録を受けている者であること。

- (5) 福島県が示す予定使用電気量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
 - (6) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める入札参加資格要件を満たす者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和4年11月10日(木)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
- 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県教育庁財務課
電話024-521-8613
- なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年11月10日(木)午後5時15分まで必着とする。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- 3に掲げる場所において、令和4年10月21日(金)から同年11月10日(木)まで(土曜日及び日曜日並びに同月3日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 入札説明書等の配布
- 次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
 - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
 - (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和4年11月2日(水)午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
- (1) 日時 令和4年12月1日(木)午後2時
 - (2) 場所 福島県庁西庁舎4階教育委員室分室(福島県福島市杉妻町2番16号)
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年11月30日(水)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県教育委員会教育長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity Supply for use at the Fukushima Prefectural Education Centre and 91 other facilities
1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 2:00 p.m., 1 December 2022
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 30 November 2022
- (4) Contact point for the notice: Finance Division, Education Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-8613

(財 務 課)

福島県公安委員会告示第66号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により、指定講習機関として次のとおり指定した。

令和4年10月21日

福島県公安委員会委員長 森岡幸江

- 1 指定講習機関として指定した者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びにその者が特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地

名称	住所	代表者の氏名	事務所の名称	事務所の所在地
有限会社福島自動車学校	福島県福島市町庭坂字原中2番地の51	石原 裕人	福島自動車学校	福島県福島市町庭坂字原中2番地の51
西部自動車株式会社	福島県郡山市富田町字稲川原40番地	丹治 洋	西部自動車学校	福島県郡山市富田町字稲川原40番地
株式会社県南自動車学校	福島県白河市東釜子字古峯内98番地	穂積 功	県南自動車学校	福島県白河市東釜子字古峯内98番地
黒井産業株式会社	山形県山形市宮町二丁目11番9号	高橋 博剛	扇町自動車学校	福島県会津若松市一箕町大字亀賀字北柳原16番地
株式会社平中央自動車学校	福島県いわき市内郷小島町天ノ田15番地の2	鈴木 勝夫	平中央自動車学校	福島県いわき市内郷小島町天ノ田15番地

- 2 特定講習の種類別

若年運転者講習

- 3 指定年月日

令和4年10月3日

(運転免許課)

福島県いわき東警察署公告第3号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける警察用船舶「おなはま」定期検査整備（機関部）について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年10月21日

福島県いわき東警察署長 古 関 隆 一

- 1 落札に係る件名及び数量
警察用船舶「おなはま」定期検査整備（機関部） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県いわき東警察署会計課 福島県いわき市小名浜岡小名字御代坂19
- 3 落札者を決定した日
令和4年9月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社池貝ディーゼル 茨城県行方市芹沢920番52
- 5 落札金額
44,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和4年8月2日

（福島県いわき東警察署）

○令和四年九月三十日付け号外第五十一号中

一	上	二	議員	議員選挙
ページ	段	行	正	誤

正 誤